

II 県の総合計画「かながわグランドデザイン」における位置づけ

神奈川県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、「かながわグランドデザイン」の「基本構想」及び「実施計画」を平成24年3月に策定し、平成27年7月には第2期の実施計画を策定しました。

「基本構想」では、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現をめざし、2025（平成37）年を展望した神奈川の将来像や県の政策の基本方向を示し、「実施計画」では、基本構想の実現に向け、県の重点政策を横断的にまとめた23のプロジェクトを中心に、2015（平成27）年度から2018（平成30）年度までの4年間に県が取組みを示したものです。

男女共同参画に関しては、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できるよう、女性も男性も共に活躍できる社会の実現や、誰もが仕事と家庭を両立できる環境づくり、また、配偶者などからの暴力の根絶をめざした取組みとして、プロジェクト13に「男女共同参画～女性も男性も共に活躍できる社会づくり～」を位置付けています。

プロジェクト13 男女共同参画～女性も男性も共に活躍できる社会づくり～

■プロジェクトのねらい

- ▶ 女性も男性も共に活躍できる社会の実現
- ▶ 誰もが仕事と家庭を両立できる環境づくり
- ▶ 配偶者などからの暴力の根絶

女性も男性も活躍できる社会をめざす中、依然として子育てや、介護などにおいて、女性への負担が大きいことが、分かっています。出産・子育てを理由とする女性の離職の多さや長時間労働などの課題は解消されておらず、指導的地位に占める女性の割合や男性の育児休業取得率は低迷しています。また、配偶者などからの暴力の相談は近年7,000件を超えており、男性からの相談件数は増加傾向にあります。そこで、誰もが個性と能力を發揮できる社会づくりに向け、新しい男女共同参画センターによる事業展開やライフキャリア教育（※）の促進に取り組むとともに、仕事、子育て、介護の両立、配偶者からの暴力防止などに取り組み、女性も男性も共に活躍できる環境づくりを進めます。

※主体的に自分の生き方を選択できる人材の育成

■具体的な取組み

㊤ 誰もが個性と能力を發揮できる社会づくり

- 女性も男性も共に活躍できる社会の実現に向け、県・市町村の審議会などにおける女性委員の登用を促進するとともに、新しい男女共同参画センター（かなテラス）を推進拠点として、事業所における女性管理職の登用など女性の政策・方針決定過程への参画促進や、若者や男性、企業経営者向けの啓発事業などに取り組みます。
- 女性が開発に貢献した優れた商品を認定し広くPRすることで、女性の活躍・登用を進めます。
- 男女共同参画の視点から、若者が働き方や妊娠・出産、育児、介護との両立など生涯のライフキャリア（※）を考える教育を促進します。

※生活全般で果たす役割や経験の積み重ね

主な取組内容	実施主体	2015	2016	2017	2018
女性の参画促進や男性の意識啓発事業などの展開	県、市町村、民間	審議会への女性登用にに向けた市町村などへの働きかけ かなテラスによる若者、男性、企業への啓発の展開			
神奈川なでしこブランド事業の展開による女性の活躍・登用の促進	県	神奈川なでしこブランドの認定、PR			
若者がライフキャリアを考える教育の促進と普及啓発	県、民間	ライフキャリア教育実施支援・普及啓発			

㊤ 仕事と子育てや介護を両立できる環境づくり

- 長時間労働を解消するなど、誰もが仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランスの取組みを導入しようとする中小企業への支援や、働く母親向けカウンセリング、セミナーの開催などの女性の就業継続を支援する取組みを行います。
- 男女が共に働きながら子育てしやすい社会を実現していくため、男性の育児休業取得の促進や、市町村と連携した保育サービスの充実、小学生の放課後対策などの取組みを行います。
- 仕事と介護が両立できるよう、福祉人材の就労相談や研修の実施など介護人材の養成や介護サービスの充実を進めます。

主な取組内容	実施主体	2015	2016	2017	2018
ワーク・ライフ・バランスの促進など 男女が共に生き生きと働ける環境づくり	県	アドバイザー派遣・カウンセリングの実施			
男女が共に働きながら 子育てしやすい環境づくり	県、市町村、民間	事業者の取組促進、保育サービスの充実など			
介護人材の養成や介護サービスの充実による 男女が共に働きながら介護しやすい環境づくり	県、市町村、民間	介護人材の確保・定着 介護技術など資質の向上			

◎ 配偶者などからの暴力防止と被害者への支援

○配偶者などからの暴力の根絶に向けて、DVに悩む男性からの相談やデートDVの防止などの若年層も含めた普及啓発に取り組みます。

○被害者を支援するため、市町村やNPOと連携して相談や一時保護、自立支援などに取り組みます。

主な取組内容	実施主体	2015	2016	2017	2018
配偶者などからの暴力防止に向けた 相談や普及啓発	県、市町村、民間	相談、普及啓発の実施			
被害者への支援	県、市町村、民間	相談、一時保護、自立支援の実施			

プロジェクト13の数値目標

① 県及び市町村の審議会などにおける女性委員の登用率 (内閣府調査)

女性も男性も共に活躍できる社会の実現には、政策や方針決定過程への女性の参画が進むことが重要です。そこで、市町村などの理解促進に取り組み、県及び市町村の審議会などの女性委員の割合を2018年に40%とすることを目標としています。



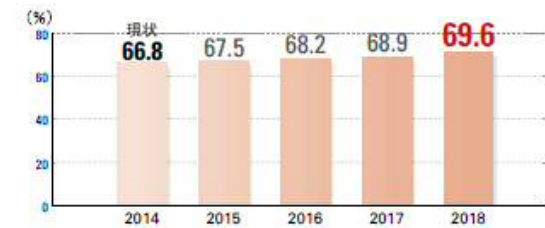
② 事業所における女性管理職の割合(かながわ男女共同参画センター調査)

女性も男性も共に活躍できる社会の実現には、就業の場における男女間の格差を解消し、管理職や役員への女性の登用を促進することが重要です。そこで、企業などに対し、女性の登用に関する働きかけなどに取り組み、事業所における女性管理職の割合を、2018年に10.5%とすることを目標としています。



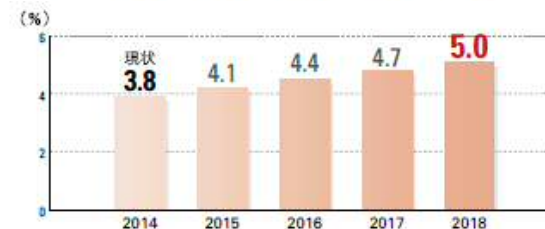
③ 労働力調査における25～44歳の女性の就業率(暦年) (総務省調査)

誰もが仕事と家庭を両立できる環境づくりには、働き続けることを希望する女性が出産、子育て、介護などにより就業を中断することなく働き続けられるしくみづくりが重要です。そこで、仕事と家庭の両立支援の充実に取り組み、25～44歳の女性の就業率を、2018年に69.6%とすることを目標としています。



④ 事業所における男性の育児休業取得率(かながわ男女共同参画センター調査)

男女が共に働きながら子育てしやすい環境づくりには、女性が働き続けられるよう家事や育児などへの男性の参画を進めることが重要です。そこで、男性の育児休業取得の促進に取り組み、育児休業の対象である男性が育児休業を取得した割合を、2018年に5.0%とすることを目標としています。



⑤ 配偶者などからの暴力防止や被害者支援に関する基本計画を策定し、総合的、計画的に取り組む市町村数(人権男女共同参画課調査)

配偶者などからの暴力の根絶に向けて、各市町村が地域の実情に合わせて基本計画を策定し、県と連携して配偶者などからの暴力の防止や被害者支援に総合的、計画的に取り組んでいくことが重要です。そこで、基本計画を策定し計画に基づき取組みを進める市町村を、2018年に全市町村とすることを目標としています。

